

重要事項説明書

指定（介護予防）訪問看護

（平成 25 年 5 月 1 日）

(1) 運営主体の概要

・運営主体	医療法人あすか会
・法人開設日	平成 14 年 8 月 28 日
・所在地	〒631-0062 奈良市帝塚山二丁目 21 番 21 号
・代表者	理事長 榎木 晋作
・TEL 番号	0742-44-3300
・FAX 番号	0742-44-2100
・法人の行う他の業務	診療所（あすかホームクリニック） 介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、訪問看護、介護予防訪問看護、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 事業所の概要

・事業所の名称	訪問看護ステーションアンジェロ
・開設年月日	平成 25 年 5 月 1 日
・管理者	長野 よし子
・所在地	〒631-0062 奈良市帝塚山二丁目 21 番 21 号
・TEL 番号	0742-44-3300
・FAX 番号	0742-44-2100

(3) 訪問看護の目的、運営方針

当事業所は利用者の心身の特性を踏まえ、訪問看護計画等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援に努めます。

- 2 当事業所は、サービス提供の際、利用者のプライバシーの確保に配慮して行います。
- 3 当事業所では、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を把握しながら、適切に行います。
- 4 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 5 当事業所は、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービス提供者及び関係

市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービスを受けることができるよう努めます。

- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所のサービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 8 情報開示につきまして

当事業所は、利用者の求めに従って、利用者ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。遠慮なくお尋ねください。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、当施設所定の書面によりご本人のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。

(4) 訪問看護ステーションの職員体制

管理者(看護師)	1名
看護師	2名以上

(5) 営業日及び営業時間

- ・毎週日曜日から土曜日までを営業日とします。休日は設けておりません。
- ・営業日の午前9時00分から午後5時30分までを営業時間とします。
- ・電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっております。

(6) 指定訪問看護等の内容

指定訪問看護の内容は以下の通りです。

- 病状・障害の観察
- 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 食事及び排泄等に日常生活の世話
- 褥瘡の予防・処置
- リハビリテーション
- ターミナルケア
- 療養生活や介護方法の指導
- カテーテル等の管理
- その他医師の指示による医療処置

(7) 通常の事業の実施範囲

通常の事業の実施範囲は次の通りです。

奈良市(JR関西本線以西)、生駒市

(8) 要望及び苦情等の相談

当法人が行う事業に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

窓口担当者	連絡先
医療法人あすか会相談窓口	TEL 0742-44-3300 FAX 0742-44-2100 (受付時間 9:00~17:30) 担当: 飯田 正子

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

窓口	連絡先
奈良市保健福祉部介護福祉課	TEL 0742-34-5422 FAX 0742-34-2621 (受付時間 8:30~12:00 13:00~17:15)

窓口	連絡先
奈良県国民健康保険団体連合会	TEL 0744-21-6811 FAX 0744-21-6821 フリーダイヤル 0120-21-6899 (受付時間 9:00~12:00 13:00~17:30)

(9) 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の心身の状態に急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、利用者または扶養者が指定する緊急時連絡先、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

(10) 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し、状況に応じて必要な措置を講じます。また、利用者の家族等、利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡をします。

(11) 利用料金 ～介護保険利用の場合～

(医療保険対象の利用者の負担額は別途定められています)

1 介護給付の自己負担額

(介護予防) 訪問看護費 1 回あたり	1 割負担	2 割負担
所要時間 20 分未満	323 円	646 円
所要時間 30 分未満	483 円	965 円
所要時間 30 分以上 1 時間未満	849 円	1,697 円
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,164 円	2,328 円
理学療法士等による訪問の場合 (1 回 20 分・1 週間 6 回を限度)	315 円	630 円

同時に複数の看護師等が訪問看護を実施した場合
次の料金が加算されます。

所要時間 30 分未満	265 円	530 円
所要時間 30 分以上	419 円	838 円

夜間・早朝及び深夜に訪問看護を行った場合次の
料金が加算されます。

午後 6 時から午後 10 時まで	所定料金の 25%
午前 6 時から午前 8 時まで	所定料金の 25%
午後 10 時から午前 6 時まで	所定料金の 50%

特別な管理が必要な利用者に対し 1 時間 30 分を
超える訪問看護を実施した場合次の料金が加算
されます。

313 円	626 円
-------	-------

24 時間連絡できる体制と必要に応じて緊急訪問
を行える体制に有る場合 次の料金が加算されます。
特別な管理を必要とする利用者の場合次の料金が
加算されます。

563 円/月	1,126 円/月
---------	-----------

特別管理加算 (I)	521 円/月	1,042 円/月
特別管理加算 (II)	261 円/月	521 円/月

利用者が亡くなる前ターミナルケアを行った場合
次の料金が加算されます。

ターミナルケア加算	2,084 円	4,168 円
-----------	---------	---------

新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を行った場合
次の料金が加算されます。

初回加算	313 円/月	626 円/月
------	---------	---------

病院、施設等に入院・入所中の利用者が退院・退所
するにあたり、共同指導を実施した場合次の料金が
加算されます。

退院時共同指導加算	626 円/回	1,251 円/回
-----------	---------	-----------

訪問介護事業所の訪問介護員と連携し特定行為業務
を円滑に行うための支援を行った場合次の料金が
加算されます。

看護・介護職員連携強化加算	261 円/月	521 円/月
---------------	---------	---------

	1 割負担	2 割負担
勤続 3 年以上の職員が 30%以上配属されている場合 次の料金が加算されます。		
サービス提供体制強化加算	7 円/回	13 円/回
中重度の利用者の緊急時訪問看護加算、特別管理加算 やターミナル加算のいずれについても一定割合以上の 実績がある場合、次の料金が加算されます。		
看護体制強化加算	313 円/月	626 円/月

2 その他の利用料

交通費／片道

通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護には、要した旅費（実費）に対する支払いが必要になります。また、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を頂戴いたします。

実施地域を超えた地点から片道

2km 未満	300 円
2km～4km 未満	500 円
4km～6km 未満	700 円
6km 以上の場合は 2km 毎に	200 円加算

遺体の処置料 10,000 円

(12) 支払い方法

ご利用料金は、ご利用月末日締めを致しております。代金のお支払いについては、口座振替でのお支払いをお願い致しております。請求書は、利用者及び扶養者が指定する方に対し毎月 25 日までに請求書を発行します。お支払いについては、ご利用月の翌々月の 12 日（休日の場合は翌営業日）にご指定の預金口座から自動的に利用料金を振替えてお支払い頂きます。

(13) この重要事項に定めのない事項

この重要事項に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、ご本人・扶養者と当事業所が誠意を持って協議して定めることとします。

(別紙1)

個人情報の利用目的

(平成25年5月1日現在)

訪問看護ステーションアンジェロでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する法人理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退去等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供